

三島町役場庁舎等における新型コロナウイルス感染防止の取り組みについて

令和2年4月14日 発行

福島県内において「公的機関」における新型コロナウイルスの感染クラスター発生や公共施設職員感染報告を受け、三島町において今後の公的機能を維持・継続させるための感染防止策を以下の通り実施いたしますので、町民の皆様、関係機関各位の皆様にはご不便をおかけしますがご理解とご協力をお願いいたします。

= 役場庁舎（※役場関係施設も同様とします）への入所について以下の通りとします =

【窓口・出納業務】

窓口・出納業務については通常通り行いますが、ご来庁の際は以下の対応をお願いします。

＊玄関におけるアルコール消毒の実施。

＊咳エチケット（マスク着用等）をお願いします。

＊職員は業務中はマスク着用といたしますので、マスク着用のまま業務対応となりますことをご了承下さい。

◇役場では窓口に「透明な仕切り板(パーティション)」を設置させて頂き受付業務を行います。(密接・飛沫防止)

【役場庁内への訪問について】 ※事前連絡のない訪問（名刺交換・資料配布等）はお断りいたします。

基本的には庁舎内での打合せ等を極力避け、電話・メール等で打合せ可能であればそちらを優先させて頂きます。

＊電話等の連絡で終了する事案に関しては電話での問合せをお願いします

＊やむをえず役場庁舎での打合せが必要な場合は、

◆まずは！役場担当者との連絡により「日時」の確保をお願いします。

◆ご来庁の際は「入口での消毒」「マスク着用」をお願いします。

※各業者の皆様におかれましては、上記について徹底されていない場合は入室をお断りする場合がございます。

※町民の皆様におかれましてはマスク着用をお願いしますが、マスクがない場合は「咳エチケット」にご協力ください。

= 役場庁舎における感染防止の取組み =

【換気の実施】

＊役場庁舎では、午前10時30分・午後1時・午後3時に役場庁舎内の窓を開け換気を実施しております。
(密閉空間防止) ご来庁の際はご協力下さい。

【消毒の実施】

＊役場庁舎内「始業前」及び「午後1時」に 机・PC・電話・ファイル・パンチ等常時使用する備品等の消毒を実施します

＊役場庁舎内で多人数が共用する箇所については定期的に消毒を実施します。

【感染防止の基本的な取組みの実施】

基本的な感染防止対策の徹底を再度確認・実行

＊3密（密閉・密集・密接）を作らない

＊手洗いやうがいの徹底

＊消毒の徹底

【問合せ先】 「三島町新型コロナウイルス感染症対策本部」

- | | | | |
|-----------------------|-----|------------|------------|
| ◆総合窓口（町対策事業・帰省等の対応関係） | ・・・ | 総務課総務係 | TEL48-5511 |
| ◆感染症（健康管理・感染等）に関すること | ・・・ | 町民課保健福祉係 | TEL48-5565 |
| ◆経済対策（雇用・支援等）に関すること | ・・・ | 地域政策課地域政策係 | TEL48-5533 |